

保育人材確保のための取組の推進

保育士修学資金貸付等事業

(平成27年度補正予算(案) : 566.0億円)

☆保育士修学資金貸付等事業により保育士確保策を強化する

☆補助率を9/10に嵩上げして実施

☆勤務環境改善のための保育補助者の雇上費や保育料の一部、就職準備金の貸付けメニューを新たに創設

改善	<p>1. 保育士修学資金貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、<u>5年間</u>の実務従事により返還を免除 ※補助率は現行3/4→9/10に引き上げ 	<p>○貸付額(上限)</p> <table border="0"> <tr><td>ア 学 費</td><td>5万円(月額)</td></tr> <tr><td>イ 入学準備金</td><td>20万円(初回に限る)</td></tr> <tr><td>ウ 就職準備金</td><td>20万円(最終回に限る)</td></tr> <tr><td>エ 生活費加算</td><td>4.2万円程度(月額)</td></tr> </table> <p>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</p>	ア 学 費	5万円(月額)	イ 入学準備金	20万円(初回に限る)	ウ 就職準備金	20万円(最終回に限る)	エ 生活費加算	4.2万円程度(月額)
ア 学 費	5万円(月額)									
イ 入学準備金	20万円(初回に限る)									
ウ 就職準備金	20万円(最終回に限る)									
エ 生活費加算	4.2万円程度(月額)									
新規	<p>2. 保育補助者雇上支援 ～保育士の負担を軽減～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けメニューを創設し、保育士の負担を軽減 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※補助率 国:9/10 	<p>○貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間は最長3年間</p>								
新規	<p>3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 ～保育料の一部を支援～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに、未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けメニューを創設し、再就職を促進 ○ 再就職後、<u>2年間</u>の実務従事により返還を免除 ※補助率 国:9/10 	<p>○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間は1年間</p>								
新規	<p>4. 潜在保育士の再就職支援 ～就職準備金による借り起こし～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに、潜在保育士が再就職する場合の就職準備金の貸付けメニューを創設し、保育士の掘り起しが促進 ○ 再就職後、<u>2年間</u>の実務従事により返還を免除 ※補助率 国:9/10 	<p>○貸付額(上限) 就職準備金 20万円</p>								

【実施主体】 都道府県・指定都市 (地方の負担割合 1/10 ※特別交付税措置予定)

①5年間(指定保育士養成施設等卒業者)
 ②2~3年間(その他)

保育所等に勤務

借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



保育士修学資金貸付事業

(平成27年度補正予算(案) : 15.5億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算案 566億円の内数)

【目的】

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする

【貸付対象者】

児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設に在学する者

【実施主体】

都道府県又は指定都市(都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む)

【貸付額】

- 月額5万円以内 (貸付期間は2年間を限度)
- 貸付の初回に入学準備金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算
- ※ 貸付利子は無利子
- ※ 貸付申請時に生活保護受給世帯等の者については、生活費の一部として加算あり

【修学資金の返還免除】

貸付けを受けた者が、指定保育士養成施設卒業から1年内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県又は指定都市の区域内等の保育所等において保育士として5年以上従事したときは、修学資金の返還を免除

【補助率】

国:9/10 地方:1/10 ※国の負担割合を現行3/4→9/10に引き上げ

【実施主体】



貸付

○保育士養成施設で受講
(2年間。ただし、夜間・通学制は3年間)

【保育士養成施設の学生】



○保育所等に保育士として勤務

5年間

貸付金の返済を全額免除

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

(他産業に就職又は未就労)



貸付金を実施主体に返還

保育補助者雇用支援事業

(平成27年度補正予算(案) : 353億円)

新

(保育士修学資金貸付等事業予算案 566億円の内数)

【目的】

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けを行う。

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

保育補助者に係る賃金（最高2,953千円（年額））※貸付期間は3年間を限度

【保育補助者の業務】

保育所等に勤務する保育士の補助

（具体例）保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施など

【貸付条件】

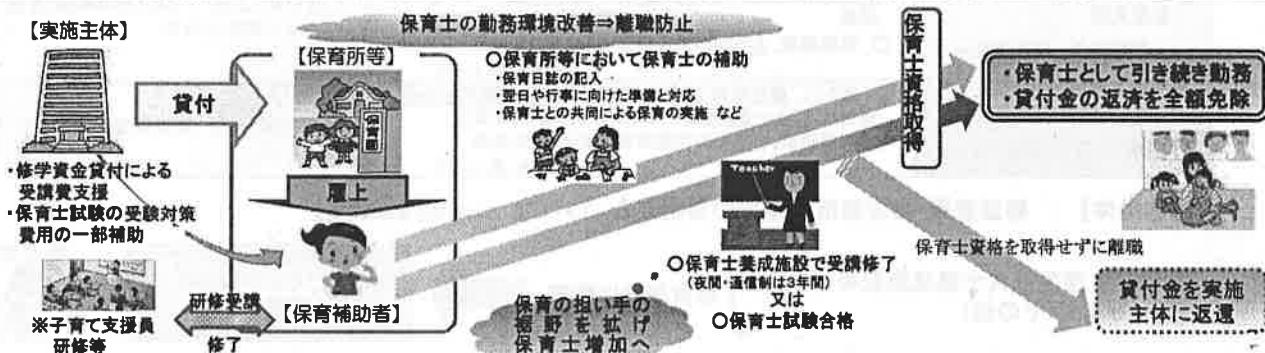
- ・貸付申請時において、保育補助者が保育士資格取得を目指すことが確認できる書類（雇用契約書や誓約書等）を提出すること
- ・一定の研修（子育て支援員等）を受講している者が、それと同等以上であると市町村長が認める者であること
- ・保育補助者の配置による具体的な勤務環境等の改善計画を実施主体に提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うことなど

【貸付金の返還免除】

保育補助者を採用後、当該保育補助者が原則として3年以内に保育士資格を取得又はこれに準じた場合は、貸付金の返還を免除

【補助率】

国：9／10 地方：1／10



未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業

(平成27年度補正予算(案) : 14億円)

新

(保育士修学資金貸付等事業予算案 566億円の内数)

【目的】

未就学児をもつ潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所への勤務を希望する場合、当該保育士の未就学児を保育所等に優先的に入所させるとともに、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付けを行う

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

保育料（1月当たり最大54,000円）の半額 ※貸付期間は1年間を限度

【貸付条件】

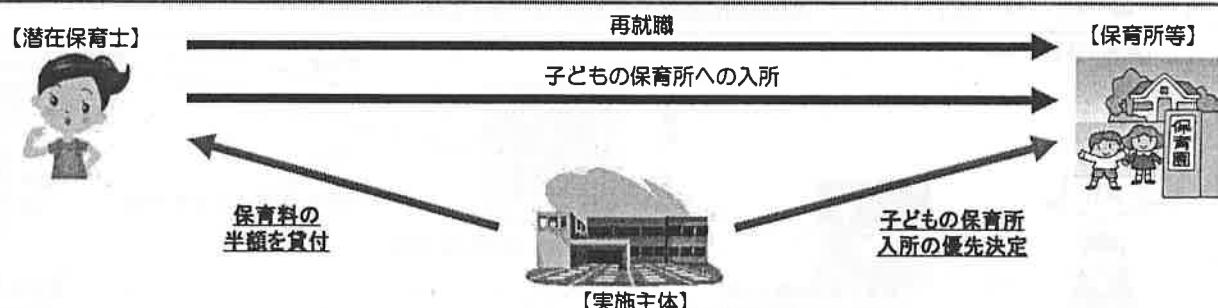
当該潜在保育士の子どもを保育所等に優先入所させるとともに、それが確認できるものを提出すること

【貸付金の返還免除】

当該潜在保育士が当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

【補助率】

国：9／10 地方：1／10



潜在保育士の再就職支援事業

(平成27年度補正予算(案) : 44億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算案 566億円の内数)

新

【概要】

潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行う

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

就職準備金 20万円（1回を限度）

【貸付条件】

貸付申請時において、就職準備金の用途を明示すること

（具体例）宿舎借り上げに伴う礼金や仲介手数料、通勤用自転車の購入費など

【貸付金の返還免除】

当該潜在保育士が当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

【補助率】

国：9／10 地方：1／10

